

世界遺産の種類

世界遺産には3つの種類があり、有形の不動産が対象です。

文化遺産

顕著な普遍的価値を有する記念物、建造物群、遺跡、文化的景観など。



自然遺産

顕著な普遍的価値を有する地形や地質、生態系、絶滅のおそれのある動植物の生息、生育地など。



複合遺産

文化遺産と自然遺産の両方の価値を兼ね備えているもの。



世界遺産への道 ~Road to World Heritage~

OPEN!

彦根城は評価基準 iii と iv で世界文化遺産の登録をめざしています。詳しくは開いてみよう!

- 日本の「世界遺産暫定リスト」に記載
- 推薦書^{※1}の作成 **NOW!**
- 国が推薦する資産を決定^{※2}し、ユネスコに推薦書を提出(1年で1か国につき1件)
- イコモス(ICOMOS)^{※3}による調査(約1年半の審査)
- 世界遺産委員会^{※4}で審議(年1回開催)
- 登録決定

※1推薦書とは:ユネスコ世界遺産条約の加盟国が、世界遺産登録にふさわしいと考える候補をユネスコに対して推薦する文書です。世界遺産としての価値とそれを保護・管理するための計画を詳しく説明しています。推薦する候補は、あらかじめ各国の「世界遺産暫定リスト」に記載されている必要があります。
 ※2推薦する資産の決定とは:文化審議会世界文化遺産部会で推薦候補に選定され、その後、閣議により日本政府としての推薦が決定されます。
 ※3イコモス(ICOMOS)とは:正式には「国際記念物遺跡会議」。本部は、パリにある国際機関(NGO)です。文化遺産保護の原理、方法論、科学技術の応用の研究を続けています。世界遺産委員会の諮問機関として、世界文化遺産登録の調査・助言、モニタリング活動を行っています。
 ※4世界遺産委員会とは:世界遺産条約を基礎として組織され、条約を結んでいる国の中から選ばれた21か国で構成されています。加盟国から推薦された案件を審査し、登録などを決定します。

彦根城と周辺MAP 彦根城の周辺には、彦根藩に関連した見所がたくさんあります。



「彦根城世界遺産登録 意見交換・応援1000人委員会」会員募集

彦根城の世界遺産登録に向けて、市民・県民や行政・企業・有識者が一体となって、情報交換を行い、応援する団体です。会員の皆様には、世界遺産に関するセミナーやイベント、委員会の総会などの案内をいたします。ぜひ1000人委員会のメンバーとして、世界遺産登録や文化遺産を活かしたまちづくりへのご賛同をお願いします。彦根市外・滋賀県外の方もご参加いただけます。

入会方法(メール)

タイトルを「1000人委員会申込」とし、下記アドレスまでメールでお申し込みください。氏名、住所、電話番号、メールアドレスをお伝えください。

彦根市文化財課 彦根城世界遺産登録推進室 hikone-wh@ma.city.hikone.shiga.jp



彦根城 世界遺産へ

おして!



HIKONE CASTLE

彦根城は世界遺産登録をめざしています。思いを一つに、みんなで盛り上げていきましょう!



くわしくはスペシャルサイトへ www.hikonejo-worldheritage.jp/

彦根城を世界遺産に 検索



世界遺産とは

世界遺産とは、地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から現在へと引き継がれてきた、かけがえのない宝物。現在を生きる世界中の人々が過去から引継ぎ、未来へと伝えていかなければならない人類共通の遺産です。

1972(昭和47)年、ユネスコ総会で世界遺産条約(正式名称「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」)が採択されました。この条約は、文化遺産や自然遺産を人類全体のための世界遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護し、保存していくために、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的としたものです。現在、世界遺産は1,000件以上が登録されており、条約締結国は194か国です。日本は1992(平成4)年に条約を締結しました。

評価基準(概略)

世界遺産に登録されるためには、「顕著な普遍的価値*」の証明のため、「世界遺産条約履行のための作業指針」で示されている次の評価基準のいずれか1つ以上に合致するとともに、完全性や真実性の条件を満たし、締結国の国内法によって、適切な保護管理体制がとられている必要があります。

*顕著な普遍的価値とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性を有するような、傑出した文化的な意義又は自然価値。Outstanding Universal Valueの略OUVとも表記されます。

i 人間の創造的才能を表す傑作	vi 出来事、生きた伝統などとの関連
ii 価値観の交流を示すもの	vii 最上級の自然現象、自然美
iii 文化的伝統などを示す物証	viii 地球の歴史の主要な段階
iv 歴史上重要な段階の建築物などの見本	ix 重要な生態学・生物学的過程
v 土地利用形態、人類と環境との関係の見本	x 生物多様性の最も重要な自然の生息地

*基準(i)~(vi)で登録された物件は文化遺産、(vii)~(x)で登録された物件は自然遺産、文化遺産と自然遺産の両方の基準で登録されたものは複合遺産となります。

世界遺産に求められること

真実性	完全性	保存管理体制
-----	-----	--------

世界遺産の評価基準など詳しくはスペシャルサイトをご覧ください。



文化庁・文化遺産オンライン「世界遺産条約履行のための作業指針」より一部引用

世界的な価値や重要性を持つ遺産の登録・認定制度(概略)

名称	国際機関	登録・認定する対象	登録するための主要条件		開始年(採択年)	世界の登録件数	日本の登録件数	登録に係る遺産
			法的保護機関	その他				
世界遺産	ユネスコ	不動産 顕著な普遍的価値の証明、包括的保存管理計画の策定	要	真実性・完全性、包括的保存管理計画の策定	1972年	1154 (897/259)	25 (20/5)	「古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)」「比叡山(山梨県)」
無形文化遺産	ユネスコ	無形文化遺産 伝統工芸技術など	要	人類の代表的なもの、文化の多様性・人間の創造性の証明への貢献など	2003年	530	2	「山・鉾・屋台行事(長岡市まつり)」
世界の記憶	ユネスコ	記録物 世界的に重要な歴史的・文化的遺産	要	真実性など	1995年	429	7	「朝鮮通信使関係史料」「滋賀県、近江八幡市、長浜市の所有資料」
世界農業遺産	国際農業遺産協議会	農耕遺産 持続可能な農業	要	真実性など	2002年	67	13	「滋賀県琵琶湖地域(彦根市)に育まれる湯葉と養蚕に関する持続可能なシステム」

*世界遺産は採択から50年と最も歴史が長く、知名度が高く、影響力も大きい。登録するために必要な要件が年々厳格化に高くなってきています。

おしえて！
世界遺産へ
彦根城



HIKONE CASTLE

彦根城は世界遺産登録をめざしています。思いを一つに、みんなで盛り上げていきましょう！



くわしくはスペシャルサイトへ www.hikonejo-worldheritage.jp/

彦根城を世界遺産に 検索



世界遺産とは

世界遺産とは、地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から現在へと引き継がれてきた、かけがえのない宝物。現在を生きる世界中の人々が過去から引継ぎ、未来へと伝えていかなければならない人類共通の遺産です。

1972(昭和47)年、ユネスコ総会で世界遺産条約(正式名称「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」)が採択されました。この条約は、文化遺産や自然遺産を人類全体のための世界遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護し、保存していくために、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的としたものです。現在、世界遺産は1,000件以上が登録されており、条約締結国は194か国です。日本は1992(平成4)年に条約を締結しました。

評価基準(概略)

世界遺産に登録されるためには、「顕著な普遍的価値※」の証明のため、「世界遺産条約履行のための作業指針」で示されている次の評価基準のいずれか1つ以上に合致するとともに、完全性や真実性の条件を満たし、締結国の国内法によって、適切な保護管理体制がとられていることが必要です。

※顕著な普遍的価値とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性を有するような、傑出した文化的な意義又は自然的な価値。Outstanding Universal Valueの略OUVとも表記されます。

i	人間の創造的才能を表す傑作	vi	出来事、生きた伝統などとの関連
ii	価値観の交流を示すもの	vii	最上級の自然現象、自然美
iii	文化的伝統などを示す物証	viii	地球の歴史の主要な段階
iv	歴史上重要な段階の建築物などの見本	ix	重要な生態学・生物学的過程
v	土地利用形態、人類と環境との関係の見本	x	生物多様性の最も重要な自然の生息地

※基準(i)～(vi)で登録された物件は文化遺産、(vii)～(x)で登録された物件は自然遺産、文化遺産と自然遺産の両方の基準で登録されたものは複合遺産となります。

世界遺産に求められること

真実性

完全性

保存管理体制

世界遺産の評価基準など詳しくはスペシャルサイトをご覧ください。



文化庁・文化遺産オンライン「世界遺産条約履行のための作業指針」より一部引用

世界的な価値や重要性を持つ遺産の登録・認定制度(概略)

※世界遺産:2021年8月、無形文化遺産:2022年2月、世界の記憶:2022年8月、世界農業遺産:2022年7月現在の件数。

名称	国際機関	登録・認定する対象	登録するための主要要件		開始年(採択年等)	世界の登録件数		日本の登録件数	滋賀県に関する遺産
			法的保護根拠	その他		国際登録	地域登録		
世界遺産 (世界文化遺産 世界自然遺産 世界複合遺産)	ユネスコ	不動産	顕著な普遍的価値の証明、包括的保存管理計画の策定	要	1972年	1154 (897 218 39)	25 (20 5 0)	「古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)」「比叡山延暦寺」	
無形文化遺産		祭礼行事、伝統工芸技術など	人類の代表的なもの	要	2003年	530	22	「山・鉾・屋台行事」(長浜曳山まつり)	
世界の記憶		記録物	世界的またはアジア太平洋地域における重要性	不要	1995年	国際登録 429 地域登録 56	国際登録 7 地域登録 1	「朝鮮通信使関係資料」(滋賀県、近江八幡市、長浜市等の所有資料)	
世界農業遺産	国連食糧農業機関	農林水産業システム	世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域	不要	2002年	67	13	滋賀県琵琶湖地域「森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」	

◆世界遺産は採択から50年と最も歴史あるだけでなく、知名度が高く、影響力も大きいので、登録するために必要な要件が年々複雑に高度になってきています。

世界遺産の種類

世界遺産には3つの種類があり、有形の不動産が対象です。

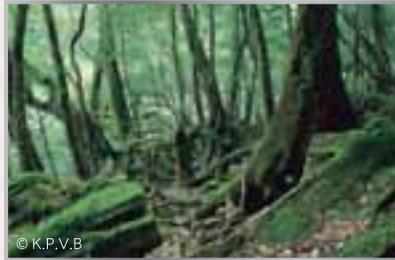
文化遺産

顕著な普遍的価値を有する記念物、建造物群、遺跡、文化的景観など。



自然遺産

顕著な普遍的価値を有する地形や地質、生態系、絶滅のおそれのある動植物の生息、生育地など。



複合遺産

文化遺産と自然遺産の両方の価値を兼ね備えているもの。



世界遺産への道 ~Road to World Heritage~

OPEN!

彦根城は評価基準
iiiとivで
世界文化遺産の
登録をめざしています。
詳しくは開いてみよう!



日本の「世界遺産暫定リスト」に記載



推薦書^{*1}の作成

NOW!!



国が推薦する資産を決定^{*2}し、
ユネスコに推薦書を提出(1年で1か国につき1件)



イコモス(ICOMOS)^{*3}による調査
(約1年半の審査)



世界遺産委員会^{*4}で審議
(年1回開催)



登録決定

※1推薦書とは:ユネスコ世界遺産条約の加盟国が、世界遺産登録にふさわしいと考える候補をユネスコに対して推薦する文書です。世界遺産としての価値とそれを保護・管理するための計画を詳しく説明しています。推薦する候補は、あらかじめ各国の「世界遺産暫定リスト」に記載されている必要があります。
※2推薦する資産の決定とは:文化審議会世界文化遺産部会で推薦候補に選定され、その後、閣議により日本政府としての推薦が決定されます。
※3イコモス(ICOMOS)とは:正式には「国際記念物遺跡会議」。本部はパリにある国際機関(NGO)です。文化遺産保護の原理、方法論、科学技術の応用の研究を続けています。世界遺産委員会の諮問機関として、世界文化遺産登録の調査・勧告、モニタリング活動を行っています。
※4世界遺産委員会とは:世界遺産条約を基盤として組織され、条約を結んでいる国の中から選ばれた21か国で構成されています。加盟国から推薦された案件を審査し、登録などを決定します。

彦根城と周辺MAP 彦根城の周辺には、彦根藩に関連した見所がたくさんあります。



「彦根城世界遺産登録 意見交換・応援1000人委員会」会員募集

彦根城の世界遺産登録に向けて、市民・県民や行政・企業・有識者が一体となって、情報交換を行い、応援する団体です。会員の皆様には、世界遺産に関するセミナーやイベント、委員会の総会などの案内をいたします。ぜひ1000人委員会のメンバーとして、世界遺産登録や文化遺産を活かしたまちづくりへのご賛同をお願いします。彦根市外・滋賀県外の方もご参加いただけます。

入会方法(メール)

タイトルを「1000人委員会申込」とし、下記アドレスまでメールでお申し込みください。
氏名、住所、電話番号、メールアドレスをお伝えください。

彦根市文化財課 彦根城世界遺産登録推進室 hikone-wh@ma.city.hikone.shiga.jp

QRコードで
メールが
送れます▶

